

京都市交通局管理規程第23号

京都市交通局会計規程の一部を改正する規程を公布する。

平成21年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 葛西 宗久

京都市交通局会計規程の一部を改正する規程

京都市交通局会計規程の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号を次のように改める。

(2) 管理者等を受取人とする振替払出証書（郵便貯金銀行が発行する振替払出証書をいう。以下同じ。）又は持参人払式の為替証書（郵便貯金銀行が発行する為替証書をいう。以下同じ。）若しくは管理者等を受取人とする為替証書でその有効期間内に支払の請求をすることができるもの

第32条第1項第15号を削り、第16号を第15号とし、第17号から第19号までを1号ずつ繰り上げる。

第35条第1項第19号を次のように改める。

(ii) 郵便事業株式会社に対して支払う経費

別表第1企画総務部職員課長の項中「企画総務部職員課労務係長」を「企画総務部職員課労務給与係長」に改める。

別表第2企画総務部職員課長の項中「企画総務部職員課労務係長」を「企画総務部職員課労務給与係長」に改める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)